

答 申

第1 審査会の結論

岡山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定については、別表2に掲げるものを開示することが適当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年10月20日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、次に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
ア 教員採用試験答案用紙で保管中のもの全部及び2次面接試験の評価表等のすべて
イ 教頭・校長昇格試験についての答案用紙で保管中のもの全部及び2次・面接試験結果の評価表等のすべて
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、下記（1）を特定した上で、下記（2）のとおり条例第7条第2号及び第6号に該当する情報であることを理由として、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年10月27日付けで異議申立人に通知した。

（1）本件対象公文書

（1のアについて）

- ①平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における教科専門試験、特別支援教育に関する専門試験及び小論文の受験者から回収した答案用紙
- ②平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における第2次試験の集団面接、個人面接及び口頭試問の評価票

（1のイについて）

- ③平成19年度公立小・中学校等校長候補者選考審査における筆記試験及び小論文の受験者から回収した答案用紙
- ④平成19年度公立小・中学校等教頭候補者選考審査における筆記試験の受験者から回収した答案用紙
- ⑤平成20年度公立高等学校教頭候補者選考審査における筆記試験及び論文の受験者から回収した答案用紙
- ⑥平成19年度公立小・中学校等校長候補者選考審査における第2次試験の面接試験の評価票
- ⑦平成19年度公立小・中学校等教頭候補者選考審査における第2次試験の面接試験の評価票
- ⑧平成20年度公立高等学校校長候補者選考審査における面接審査の評価票
- ⑨平成20年度公立高等学校教頭候補者選考審査における面接審査の評価票

(2) 開示しない理由

条例第7条第2号該当

- ・記載されている内容の一部が個人に関する情報であるため。
- ・特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第6号該当

- ・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ・試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年11月5日、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年11月13日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消して公文書を開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

実施機関の開示しない理由は、条文を示した上で、条文の文言を引用記載したものにすぎず、理由付記としては不十分（要件不備）である。当然のこととして、申立人は個人情報に当たる部分を除いた情報の開示を求めていることを強調しておくとともに、確実であろうと思われるがい然性の高い「おそれ」の具体的主張を実施機関に求めたい。

なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭による意見陳述の希望はなかった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書①・③・④・⑤について

受験者から回収した答案用紙は、公にされることを前提として作成、提出されたものではなく、選考試験（審査）実施機関と受験者との信頼関係のもと、受験者が自らの知識や考えを率直に論述したものであって、むしろ厳格な守秘を前提として取り扱

うことが通常である。たとえ当該答案用紙から受験番号等の情報を非開示にすることによって、特定の個人を識別することができない場合であっても、受験者が自筆で作成した答案用紙は受験者自身の能力、思考、判断等を反映した個人的機微に関わるものであり、公にされると、そのできばえの優劣について論評されたり、受験者の能力の程度が批評されたりすることなどにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

受験者から回収し採点した後の答案については、採点の際のポイントや点数等が記載されており、これらが公開され、この情報を受験者や予備校等が知るところとなれば、容易に試験内容を分析することが可能となって、採点や評価の方法、部分点の傾向等が推測され、高い点数をとるための画一的な解答方法等の技術に偏した受験対策を助長することとなる。これらの情報を特定の受験者や予備校が持つことは、受験対策を図る上で一部の者が有利となるばかりか、過度に技術に偏した解答行動は、それが通用するしないに関わらず、選考試験（審査）の意義である受験者本来の知識や能力の公平、公正、的確な把握を困難にするものであり、今後の選考試験（審査）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。また、こうした受験対策が広まった場合、受験者の能力や知識を的確に把握するために、そうした対策のみでは容易に対応できない問題を作成する必要に迫られ、多大な労力を割くことになるとともに、結果的に出題範囲が制限され、問題の作成方法にも大きな影響を及ぼすこととなり、選考試験（審査）に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験については、一部の校種・教科で受験者と採用候補者がいずれも1名であったことが既に報道発表資料等で公表されており、答案用紙が開示されると、その個人のものであることが容易に認識できてしまうこととなる。

よって、条例第7条第2号及び第6号に該当し、非開示としたものである。

2 本件対象公文書②・⑧・⑨について

面接の評価票には、評定の結果及び受験者についての論評が記述されている。たとえ当該評価票から氏名等の情報を非開示にすることによって、特定の個人を識別することができない場合であっても、評価票の内容は、受験者自身の資質、能力、名誉に関わる機微な情報であり、公にされると、受験者の能力の程度が批評されることなどにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

また、論評の記述内容が開示されると、それらを手掛かりに評価基準や質問内容が推定され、どう回答したらいいのかという回答の方向性が示唆され、限られた時間の中で受験者の人物面を正確に把握することが困難になる。

また、論評の記述が選考資料として有効に利用されるためには、面接委員が率直に気づいた点や感じた点を論評できる状況が前提となるが、論評の記述に当たっては、書き方や表現など面接委員ごとにまちまちであり、面接委員によっては受験者の印象などについて厳しい表現で記載している場合がある。もしその内容が開示されると、評価の妥当性・客観性についていわれのない非難等がされるおそれが生じ、このような状況の下では、面接委員の観察や率直な意見が記載内容に反映されなくなり、選考

資料としての適正な利用に支障が生じるおそれがある。

よって、条例第7条第2号及び第6号に該当し、非開示としたものである。

3 本件対象公文書⑥・⑦について

開示請求のあった当該面接試験の評価票については、その他の答案用紙、評価票と同様、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に非開示決定をしたところであるが、実際には誤って溶解処分しており、非開示決定の理由を「請求のあった公文書は、誤って廃棄しているため保有していない」とするべきであった。

異議申立人にすでに開示している「教員採用候補者選考試験等に係る調査結果報告書」（平成20年8月22日教員採用候補者選考試験等に係る調査チーム）の中で、当該面接試験の評価票が誤ってすべて溶解処分され、実物が存在しないことが報告されており、このことは実施機関も認識していたが、決定の段階で漏れていたことによるものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書①から⑨までの内容は、それぞれ次のとおりである。

① 平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における教科専門試験、特別支援教育に関する専門試験及び小論文の受験者から回収した答案用紙

ア 専門試験の答案用紙

試験の教科等の区分、「解答用紙」との文字、受験番号欄及び解答欄が印刷されており、受験者が受験番号及び解答の各欄を記載し、採点者が採点の結果（正誤及び点数等）を書き込んでいる。

イ 小論文の答案用紙

文章を記載するためのます目が印刷されており、受験者が受験番号及び答案を記載し、採点者が採点結果（点数等）を書き込んでいる。

② 平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における第2次試験の集団面接、個人面接及び口頭試問の評価票

ア 集団面接の評価票

一枚の評価票に受験者7名までの評価が一行ごとに記載されているもので、表題、校種欄、記入者氏名欄、受験番号、受験者の氏名、評価の観点と観点ごとの評定の選択肢、総合評定の選択肢及び総評欄が印刷されており、評価者が記入者氏名及び総評の各欄を記載し、校種、評価の観点ごとの評定の結果及び総合評定の結果については該当の選択肢を丸で囲んでいる。

なお、評価票一枚に記載される受験者の数が7名に満たない場合、評価結果の記載がない行には、評価の観点ごとの評定の選択肢と総合評定の選択肢のみが印刷されている。

また、欠席した受験者については、その旨が記載されている。

イ 個人面接の評価票

受験者ごとに作成されているもので、表題、受験番号欄、受験者の名前欄、

委員名欄、評価項目、評定の選択肢、評価の観点及び総評欄が印刷されており、評価者が受験番号、受験者の名前、委員名及び総評の各欄を記載し、評定の結果については該当の選択肢を丸で囲んでいる。

ウ 口頭試問の評価票

受験者ごとに作成されているもので、表題、受験番号欄、受験者の名前欄、委員名欄、評価項目、評定の選択肢、評価の観点及び総評欄（中学校・高等学校の英語については、「英語教諭志望者の英会話能力」に関する評定の選択肢を含む。）が印刷されており、評価者が受験番号、受験者の名前、委員名及び総評の各欄を記載し、評定の結果については該当の選択肢を丸で囲んでいる。

③ 平成19年度公立小・中学校等校長候補者選考審査における筆記試験及び小論文の受験者から回収した答案用紙

ア 筆記試験の答案用紙

表題、試験時間、市郡名欄、学校名欄、受験番号欄、受験者の名前欄、問題及び解答欄が印刷されており、受験者が市郡名、学校名、受験番号、受験者の名前及び解答の各欄を記載し、採点者が採点結果（正誤及び点数等）を書き込んでいる。

イ 小論文の答案用紙

文章を記載するためのます目が印刷されており、受験者が学校名、氏名、受験番号及び答案（題名を含む。）を記載し、採点者が採点結果（点数等）を書き込んでいる。

④ 平成19年度公立小・中学校等教頭候補者選考審査における筆記試験の受験者から回収した答案用紙

表題、試験時間、受験番号欄、学校名欄、受験者の氏名欄、問題及び解答欄が印刷されており、受験者が受験番号、学校名、受験者の氏名及び解答の各欄を記載し、採点者が採点結果（正誤及び点数等）を書き込んでいる。

⑤ 平成20年度公立高等学校教頭候補者選考審査における筆記試験及び論文の受験者から回収した答案用紙

ア 筆記試験の答案用紙

表題、受験番号欄、学校名欄、受験者の氏名欄、問題及び解答欄が印刷されており、受験者が受験番号、学校名、受験者の氏名及び解答の各欄を記載し、採点者が採点結果（正誤及び点数等）を書き込んでいる。

イ 論文の答案用紙

文章を記載するためのます目が印刷されており、受験者が受験番号及び答案を記載している。

⑥ 平成19年度公立小・中学校等校長候補者選考審査における第2次試験の面接試験の評価票

当該評価票について、実施機関は、誤ってすべて廃棄していると説明している。

⑦ 平成19年度公立小・中学校等教頭候補者選考審査における第2次試験の面接試験の評価票

当該評価票について、実施機関は、誤ってすべて廃棄していると説明している。

⑧ 平成20年度公立高等学校長候補者選考審査における面接審査の評価票

ア 集団面接の評価票

一枚の評価票に受験者6名の評価が一行ごとに記載されているもので、表題、評価者の氏名欄、受験番号、受験者の所属学校名・名前、評価の観点と観点ごとの評定の選択肢、総合評定の選択肢、総合評定（職務遂行能力）の基準及び総評欄が印刷されており、評価者が評価者の氏名及び総評の各欄を記載し、評価の観点ごとの評定の結果及び総合評定の結果については該当の選択肢を丸で囲んでいる。

イ 個人面接の評価票

一枚の評価票に受験者6名の評価が一行ごとに記載されているもので、表題、評価者の氏名欄、受験番号、受験者の所属学校名・名前、評価の選択肢、特記事項欄、評価の観点及び評価（校長としての適性）の基準が印刷されており、評価者が評価者の氏名及び特記事項の各欄を記載し、評価の結果については該当の選択肢を丸で囲んでいる。

⑨ 平成20年度公立高等学校教頭候補者選考審査における面接審査の評価票

ア 集団面接の評価票

一枚の評価票に受験者6名までの評価が一行ごとに記載されているもので、表題、評価者の氏名欄、受験番号、受験者の名前・所属学校名、評価の観点と観点ごとの評定の選択肢、総合評定の選択肢、総合評定（職務遂行能力）の基準及び総評欄が印刷されており、評価者が評価者の氏名及び総評の各欄を記載し、評価の観点ごとの評定の結果及び総合評定の結果については該当の選択肢を丸で囲んでいる。

なお、評価票一枚に記載される受験者の数が6名に満たない場合、評価結果の記載がない行には、評価の観点ごとの評定の選択肢と総合評定の選択肢のみが印刷されている。

イ 個人面接の評価票

一枚の評価票に受験者6名までの評価が一行ごとに記載されているもので、表題、評価者の氏名欄、受験番号、受験者の名前・所属学校名、評価の選択肢、特記事項欄、評価の観点及び評価（教頭としての適性）の基準が印刷されており、評価者が評価者の氏名及び特記事項の各欄を記載し、評価の結果については該当の選択肢を丸で囲んでいる。

なお、評価票一枚に記載される受験者の数が6名に満たない場合、評価結果の記載がない行には、評価の選択肢のみが印刷されている。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

(1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として非開

示とすることを定め、その上で、ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないため開示することとしている。

なお、本号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関わる情報等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものと解される。

また、条例第3条において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定めており、「次に掲げるおそれ」の一つとして、同号イにおいて「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が規定されている。

これは、公にすることにより、県の機関、国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を非開示とすることを定めたものであり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の目的が損なわれるおそれ、特定の者に不当な利益又は不利益が生ずるおそれ、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれ等をいうものと解される。

3 本件対象公文書①・③・④・⑤の非開示理由該当性について

(1) 条例第7条第2号の該当性

実施機関は、「受験者から回収した答案用紙は、公にされることを前提として作成されたものではなく、受験者が自らの知識や考えを率直に論述したものであつて、むしろ厳格な守秘を前提として取り扱うことが通常である。たとえ特定の個人を識別することができない場合であっても、受験者自身の能力、思考、判断等を反映した個人的機微に関わるものであり、公にされると、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するものである。」と主張している。

本件対象公文書③・④・⑤のアに係る別表1の(1)欄の部分は、個人に関する情報であつて、当該個人の氏名等により、特定の個人を識別することができるものと認められるので、条例第7条第2号本文前段に該当する。また、本件対象公文書①・⑤のイに係る同表同欄の部分は、個人に関する情報であつて、受験番号については、そのみでは個人の識別は一般に困難であるが、同じ試験会場で受験した他

の受験者や近親者であれば、個人を特定することができる場合があると考えられることから、また、解答（答案）及び採点結果の記載については、当該受験者個人の知識、能力、資質等に直接かかわる極めて機微な事柄に関するものであることから、いずれも公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、同号本文後段に該当する。

また、これらは法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しないと認められる。

なお、条例第8条第2項の部分開示の規定があることから、これについて検討すると、本件対象公文書③・④・⑤のアに係る同表同欄の部分のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）としては、市郡名、学校名、受験番号及び受験者の氏名（名前）を記載した部分がこれに該当すると認められるが、当該個人識別部分を除いた場合、残りの解答（答案）及び採点結果を記載した部分については、特定の個人を識別することはできないものの、当該受験者個人の知識、能力、資質等に直接かかわる極めて機微な事柄に関するものであることから、公にすると、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、開示することはできない。

したがって、本件対象公文書①・③・④・⑤のうち別表1の（1）欄の部分については、条例第7条第2号の非開示情報に該当し、また、条例第8条第2項の適用はない。

（2）条例第7条第6号の該当性について

実施機関は、「受験者から回収し採点した後の答案については、採点の際のポイントや点数等が記載されており、これらが開示されれば、採点や評価の方法、部分点の傾向等が推測され、高い点数をとるための技術に偏した受験対策を助長することとなり、一部の者が有利となるばかりか、受験者本来の知識や能力の公平、公正、的確な把握を困難にするものであり、今後の選考試験（審査）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。また、こうした受験対策が広まった場合、そうした対策のみでは容易に対応できない問題を作成する必要に迫られ、多大な労力を割くことになるとともに、結果的に問題の作成方法にも大きな影響を及ぼすこととなり、選考試験（審査）に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するものである。」と主張している。

本件対象公文書①・③・④・⑤（⑤についてはアに限る。）に係る別表1の（2）欄の解答（答案）及び採点結果を記載した部分については、上記（1）で判断したとおり条例第7条第2号の非開示情報に該当することから、これらが同条第6号の非開示情報に該当するか否かについては判断するまでもないところであるが、異議申立人は非開示の理由付記が不十分である旨主張しており、この点について判断する必要があることから、同号の該当性についても検討する。

当該部分には、受験者の解答（答案）と採点者により採点の経過や部分点を含む点数が記載されており、これらが開示されると試験（審査）に係る機微な情報が広く流布することとなり、その結果、答案の採点や評価の仕方等が推測され、これに

対応する受験対策を図ることが可能となって、一部の者が有利となり、公平、的確に受験者の能力を把握することが困難となるなど、今後の試験（審査）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書①・③・④・⑤（⑤についてはアに限る。）のうち別表1の（2）欄の部分については、これらを開示すると、実施機関の試験（審査）に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号の非開示情報に該当すると認められる。

（3）条例第8条第1項の規定による部分開示の検討

a 本件対象公文書①のアについて

本件対象公文書①のアについて、非開示とすべき別表1の部分を除いたその余の部分は、試験の教科等の区分、「解答用紙」との文字、受験番号欄及び解答欄に過ぎず、これらのみでは有意な情報が記録されているものとは認められないことから、条例第8条第1項の規定により部分開示をすべきものとは言えない。

b 本件対象公文書①のイ、③のイ及び⑤のイについて

本件対象公文書①のイ、③のイ及び⑤のイについては、非開示とすべき別表1以外の情報は存在しない。

c 本件対象公文書③のア、④及び⑤のアについて

本件対象公文書③のア、④及び⑤のアについて、試験の問題の部分は、これが公になったとしても、当該試験（審査）に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、非開示情報に該当するものとは認められない。しかしながら、問題ごとに解答欄が密接して設けられており、また、採点結果（正誤及び点数等）が当該部分に密接してあるいは重なって書き込まれていることから、非開示とすべき解答及び採点結果を記載した部分を当該部分から容易に区分して除くことはできない。また、非開示とすべき別表1の部分を除くと、試験の問題の部分のほかに表題、試験時間、市郡名欄、学校名欄、受験番号欄、受験者の氏名（名前）欄及び解答欄に過ぎず、これらのみでは有意な情報が記録されているものとは認められないことから、条例第8条第1項の規定により部分開示をすべきものとは言えない。

4 本件対象公文書②・⑧・⑨の非開示理由該当性について

（1）条例第7条第2号の該当性

実施機関は、面接の評価票には、評定の結果及び受験者についての論評が記述されており、たとえ特定の個人を識別することができない場合であっても、その内容は、受験者自身の資質、能力、名誉に関わる機微な情報であり、公にされると、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するものであると主張している。

本件対象公文書②・⑧・⑨に係る別表1の（1）欄の部分は、個人に関する情報であって、当該個人の氏名等により、特定の個人を識別することができるものと認められるので、条例第7条第2号本文前段に該当する。

また、これらは法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすること

が予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しないと認められる。

なお、条例第8条第2項の部分開示の規定があることから、これについて検討すると、本件対象公文書②・⑧・⑨に係る別表1の(1)欄の部分のうち、個人識別部分としては、受験番号、受験者の氏名(名前)及び所属学校名を記載した部分がこれに該当すると認められるが、当該個人識別部分を除いた場合、残りの評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果、総評、評価項目ごとの評定の結果、評価の結果及び特記事項を記載した部分については、特定の個人を識別することはできないものの、当該受験者個人の知識・能力・資質等に直接かかわる極めて機微な事柄に関するものであることから、公にすると、なお個人の権利利害を害するおそれがあると認められるので、開示することはできない。

したがって、本件対象公文書②・⑧・⑨のうち別表1の(1)欄の部分については、条例第7条第2号の非開示情報に該当し、また、条例第8条第2項の適用はない。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

実施機関は、論評の記述内容が開示されると、それらを手掛かりに評価基準や質問内容が推定されて回答の方向性が示唆されるため、受験者の人物面を正確に把握することが困難になり、また、面接委員の観察や率直な意見が記載内容に反映されなくなり、選考資料としての適正な利用に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するものであると主張している。

本件対象公文書②・⑧・⑨に係る別表1の(2)欄の評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果、総評、評価項目ごとの評定の結果、評価の結果及び特記事項を記載した部分については、上記(1)で判断したとおり条例第7条第2号の非開示情報に該当することから、これらが同条第6号の非開示情報に該当するか否かについては判断するまでもないところであるが、異議申立人は非開示の理由付記が不十分である旨主張しており、この点について判断する必要があることから、同号の該当性についても検討する。

当該部分には、各受験者に関する評価が段階や文章により記載されており、これらが開示されると機微な情報が広く流布することとなり、その結果、面接等における質問内容や評価の仕方等が推測され、これに対応する受験対策を図ることが可能となって、一部の者が有利となり、公平、的確に受験者の能力を把握することが困難となるなど、今後の試験(審査)に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

また、本件対象文書②・⑧・⑨には、評価者の氏名(②においては記入者氏名又は委員名。以下同じ。)が記載されており、これらが開示されると、評価者に対して不当な圧力がかかるおそれがあることから評価者の心理的負担が増大し、率直な意見を評価票に記載することが困難になり、選考に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件対象文書②・⑧・⑨に係る評価者の氏名、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果、総評、評価項目ごとの評定の結果、評価の結果及び特記事項を記載した部分については、これらを開示すると、実施機関の試験(審査)

に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号の非開示情報に該当すると認められる。

しかし、本件対象公文書②・⑧・⑨に係る評価項目及び評価の観点の部分については、その内容は一般的で、受験者が容易に想定することができるものであり、また、評価結果が記載されていない評価の観点ごとの評定の選択肢、同じく総合評定の選択肢、同じく評価の選択肢、総合評定（職務遂行能力）の基準及び評価（校長・教頭としての適性）の基準については、評価の段階を示すのみであり、それらの内容を知った者が知らない者に対して著しく有利であるとは認められないことから、当該試験（審査）に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号の非開示情報に該当するものとは認められない。

(3) 条例第8条第1項の規定による部分開示の検討

本件対象公文書②・⑧・⑨について、非開示とすべき別表1の部分を除いたその余の部分は、評価項目、評価の観点、評価結果が記載されていない評価の観点ごとの評定の選択肢、同じく総合評定の選択肢、同じく評価の選択肢、総合評定（職務遂行能力）の基準及び評価（校長・教頭としての適性）の基準等が記載されているが、これらは条例第7条第2号及び第6号に該当せず、また、同条に規定する他の非開示情報にも該当しないので、部分開示すべきである。

以上により、本件対象公文書②・⑧・⑨のうち別表2の「開示すべき部分」については、開示すべきである。

5 本件対象公文書⑥・⑦について

実施機関は、本件対象公文書⑥・⑦の面接試験の評価票については、その他の答案用紙、評価票と同様、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に非開示決定をしたところであるが、実際には誤って溶解処分しており、非開示決定の理由を「請求のあった公文書は、誤って廃棄しているため保有していない。」とするべきであったと説明している。

このことについては、実施機関において文書の管理が不適切であったと言わざるを得ないが、当該文書が保有されておらず、不存在であるとする実施機関の説明は、他に当該文書が存在すると推測される特段の事情も存在しないことから、これを是認するほかない。

しかし、実施機関が請求文書として特定した文書を確認せず、実際には保有していないにも関わらず、非開示情報が記載されていることを非開示理由として本件処分を行ったことは不適切であったと言わざるを得ず、さらに、文書管理も含め、慎重かつ適切な対応が強く望まれるところである。

6 理由の付記について

異議申立人は、実施機関の開示しない理由は、条文を示した上で、条文の文言を引用記載したものにとすぎず、理由付記としては不十分（要件不備）であり、確実であろうと思われるがい然性の高い「おそれ」の具体的主張を実施機関に求めたいと主張し

ている。

行政処分に理由の付記が要請される趣旨は、処分庁の判断について合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるというものであると解されているが、本件対象公文書は受験者が解答（答案）を記載し採点された答案用紙や面接試験等で受験者の評価が記載された評価票であり、実施機関は、本件処分において、公文書非開示決定通知書に本件対象公文書①から⑨までを特定した上で、前記第2の2の（2）の非開示理由を記載しており、これらと前記3及び4で判断したところを照らし合わせてみても、実施機関が本件処分において付した理由が上記の趣旨に反するものとは言えない。

なお、本件対象公文書⑥・⑦についての非開示理由が不適切なものであったことについては、上記5で述べたとおりである。

7 結論

以上により、実施機関が本件対象公文書を条例第7条第2号及び第6号に該当するものとして非開示決定した本件処分について、別表2に掲げる部分については開示することが適当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年11月13日	実施機関から諮問を受けた。
平成20年12月12日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 1 月30日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成21年 3 月11日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成21年 4 月24日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 7 月31日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成21年 9 月 4 日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。

平成21年10月9日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成21年11月13日 (審査会第7回目)	事案の審議を行った。
平成21年12月18日 (審査会第8回目)	事案の審議を行った。
平成22年2月4日 (審査会第9回目)	事案の審議を行った。
平成22年3月15日 (審査会第10回目)	事案の審議を行った。
平成22年4月28日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	

(別表1)

文 書 名		非開示とすべき部分	
		(1) 条例第7条第2号該当	(2) 条例第7条第6号該当
①平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における教科専門試験、特別支援教育に関する専門試験及び小論文の受験者から回収した答案用紙	ア専門試験の答案用紙	受験番号、解答及び採点結果を記載した部分	解答及び採点結果を記載した部分
	イ小論文の答案用紙	受験番号、答案及び採点結果を記載した部分	答案及び採点結果を記載した部分
②平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における第2次試験の集団面接、個人面接及び口頭試問の評価票	ア集団面接の評価票	受験番号、受験者の氏名、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分（欠席者に係る部分を含む。）	記入者氏名、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分
	イ個人面接の評価票	受験番号、受験者の名前、評価項目ごとの評定の結果及び総評を記載した部分	委員名、評価項目ごとの評定の結果及び総評を記載した部分
	ウ口頭試問の評価票	受験番号、受験者の名前、評価項目ごとの評定の結果及び総評（英語教諭志望者の英会話能力を含む。）を記載した部分	委員名、評価項目ごとの評定の結果及び総評（英語教諭志望者の英会話能力を含む。）を記載した部分
③平成19年度公立小・中学校等校長候補者選考審査における筆記試験及び小論文の受験者から回収した答案用紙	ア筆記試験の答案用紙	市郡名、学校名、受験番号、受験者の名前、解答及び採点結果を記載した部分	解答及び採点結果を記載した部分
	イ小論文の答案用紙	学校名、受験者の氏名、受験番号、答案（題名を含む。）及び採点結果を記載した部分	答案及び採点結果を記載した部分

④平成19年度公立小・中学校等教頭候補者選考審査における筆記試験の受験者から回収した答案用紙	筆記試験の答案用紙	受験番号、受験者の学校名・氏名、解答及び採点結果を記載した部分	解答及び採点結果を記載した部分
⑤平成20年度公立高等学校教頭候補者選考審査における筆記試験及び論文の受験者から回収した答案用紙	ア筆記試験の答案用紙	受験番号、受験者の学校名・氏名、解答及び採点結果を記載した部分	解答及び採点結果を記載した部分
	イ論文の答案用紙	受験番号及び答案を記載した部分	_____
⑧平成20年度公立高等学校長候補者選考審査における面接審査の評価票	ア集団面接の評価票	受験番号、受験者の所属学校名・名前、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分	評価者の氏名、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分
	イ個人面接の評価票	受験番号、受験者の所属学校名・名前、評価の結果及び特記事項を記載した部分	評価者の氏名、評価の結果及び特記事項を記載した部分
⑨平成20年度公立高等学校教頭候補者選考審査における面接審査の評価票	ア集団面接の評価票	受験番号、受験者の名前・所属学校名、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分	評価者の氏名、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分
	イ個人面接の評価票	受験番号、受験者の名前・所属学校名、評価の結果及び特記事項を記載した部分	評価者の氏名、評価の結果及び特記事項を記載した部分

(別表2)

文 書 名		開示すべき部分
②平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における第2次試験の集団面接、個人面接及び口頭試問の評価票	ア集団面接の評価票	記入者氏名、受験番号、受験者の氏名、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分（欠席者に係る部分を含む。）を除く部分
	イ個人面接の評価票	受験番号、受験者の名前、委員名、評価項目ごとの評定の結果及び総評を記載した部分を除く部分
	ウ口頭試問の評価票	受験番号、受験者の名前、委員名、評価項目ごとの評定の結果及び総評（英語教諭志望者の英会話能力を含む。）を記載した部分を除く部分
⑧平成20年度公立高等学校長候補者選考審査における面接審査の評価票	ア集団面接の評価票	評価者の氏名、受験番号、受験者の所属学校名・名前、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分を除く部分
	イ個人面接の評価票	評価者の氏名、受験番号、受験者の所属学校名・名前、評価の結果及び特記事項を記載した部分を除く部分
⑨平成20年度公立高等学校教頭候補者選考審査における面接審査の評価票	ア集団面接の評価票	評価者の氏名、受験番号、受験者の名前・所属学校名、評価の観点ごとの評定の結果、総合評定の結果及び総評を記載した部分を除く部分
	イ個人面接の評価票	評価者の氏名、受験番号、受験者の名前・所属学校名、評価の結果及び特記事項を記載した部分を除く部分